

# 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが表彰推薦を行う場合のガイドライン

平成25年2月20日 制定

## 1 目的

このガイドラインは、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が企業等から外部団体等の表彰制度等に応募する際に必要とされる推薦依頼を受けた場合に必要となる基準等を定めるものとする。

## 2 推薦基準

推薦にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) センターの推薦等を求める者（以下「推薦依頼者」という。）の推薦依頼内容が、センターとして共同研究又は技術支援等（以下「共同研究等」という。）を行った結果、その成果が具体的に活用されていること
- (2) 推薦の表現
  - ア 推薦依頼者との共同研究の場合、研究計画・実績等の内容を過大に評価する旨の表現をしてはならないこと
  - イ 推薦依頼者への技術支援の場合、その技術支援内容を過大に評価する旨の表現をしてはならないこと
  - ウ 推薦依頼者が生産、提供する物品や役務等について、第三者に対し、センターが直接関与していると誤解を与えるおそれのある表現をしてはならないこと
- (3) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
  - イ 公共性を損なうおそれ、公序良俗に反するもの、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
  - ウ 政治又は宗教に関するもの及び個人、団体等の主観的意見を内容とするもの
  - エ その他センターが適当でないと認めるもの

## 3 推薦手続き等

- (1) 推薦依頼者は、当該表彰制度に関する推薦等の原稿(案)（以下「原稿(案)」という。）について、共同研究等の実施に係るセンターの担当者（以下「担当者」という。）及び共同研究等を所管するセンターの所属の長（以下「所属長」という。）へ原稿(案)の記載内容について事前に協議を行う。推薦依頼者は、担当者及び所属長による原稿(案)の点検を受けた後、必要な修正等があれば原稿(案)を修正しなければならない。
- (2) 推薦依頼者は、担当者及び所属長による点検を受けた後、原稿(案)と表彰制度の応募要領等を添えて、「表彰推薦依頼申請書」（様式第1号）により、センター理事長（以下「理事長」という。）へ提出する。
- (3) 理事長は前項の規定による申請があったときは、センターの表彰推薦委員会に諮り、推薦の適否を決定する。

## 4 その他

このガイドラインに定めのない事案は、センターの表彰推薦委員会で審議しその取扱いを決定する。

## 5 施行日

このガイドラインは、平成25年2月20日から施行する。

(様式第1号)

表彰推薦依頼申請書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
理事長 (氏 名) 様

郵便番号  
住所  
申請者 名称及び  
代表者氏名  
電話番号

印

次の表彰制度において、鳥取県産業技術センターからの推薦を依頼したいので、推薦原稿(案)等を添えて申請します。

表彰制度の概要	表彰団体名		
	表彰制度名		
	推薦受付期間	年 月 日から	年 月 日まで
センターとの共同研究又はセンターの技術支援等の概要			
他の共同研究先が有る場合はその組織名称、部署・連絡担当者名及びセンターへの推薦依頼・応募への了解の有無	組織名称、部署・連絡担当者名		推薦依頼・応募への了解の有無
	組織名称		有 ・ 無
	部署・連絡担当者名		
	組織名称		有 ・ 無
部署・連絡担当者名			
申請者側の連絡担当者	*申請者と同じ場合は省略可 (氏 名) (役 職 名) (電話番号)		

(様式の枠の大きさは適時広げてください)

添付資料

- ・ 推薦原稿(案)
- ・ 表彰制度の応募要領等